

報道機関各位

## ミニトマト生産に取り組む水戸市の農業法人が『土壌を使用しない栽培技術』で、県内初のいばらきみどり認定！

令和5年4月から、みどりの食料システム法に基づき、いばらきみどり認定が開始され、従来のエコファーマー認定では対象外だった「土壌を使用しない栽培技術」が新たに認定できるようになりました。

このたび、水戸市の農業法人が、化学肥料や化学農薬の使用量を低減した「土壌を使用しない栽培技術」により、県内で初めて認定を受けましたので、詳細を下記のとおりご案内いたします。

### 記

- 1 認定者 株式会社ドロップ 代表取締役 三浦綾佳氏  
住所：茨城県水戸市成沢町870-7  
連絡先：(TEL) 029-246-6711 (E-mail) a.miura@dropp.co.jp  
※水戸市内で1haのミニトマトを栽培
- 2 認定日 令和7年1月8日(水)
- 3 認定者のコメント

私は25歳の時に農業に新規参入しました。就農当初から差別化を意識し、ミニトマトの高糖度化に取り組むために、ナノサイズの穴の空いたフィルムの上で栽培し、止水シートによって排水を生じさせない「アイメック農法」を選びました。水と肥料を最小限に抑えるこの農法により、環境に配慮した農業に取り組むことができます。



株式会社ドロップ  
代表取締役 三浦綾佳 氏

土壌を使用しない栽培技術  
「アイメック農法」を採用

1ha栽培するミニトマト

※取材を希望される方は、三浦氏本人までご連絡をお願いいたします。

### <参考>

- 「みどりの食料システム法」について  
食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両方を目指す「みどりの食料システム戦略」の実現に向けた法制度で、令和4年に制定・施行されました。
- 「いばらきみどり認定」について（令和7年1月31日時点の認定者数は県内で512名）  
「みどりの食料システム法」に基づき、環境負荷低減に向けた生産者や地域の取組を支援・促進する認定制度です。
- 認定者のメリットについて  
設備投資の際の所得税・法人税の優遇、国や県の補助金における採択優遇等があります。

### 【問合せ先】

茨城県県央農林事務所 企画調整部門 振興・環境室 農業振興課 松橋 宏昌(認定に関すること)  
TEL:029-221-3034 FAX:029-225-9254  
茨城県県央農林事務所 経営・普及部門 経営課 田中 有子(経営体・栽培技術に関すること)  
TEL:029-227-1521 FAX:029-225-0955